

令和4年度 直方市先進的 IT 技術実証事業補助金

公募要領

申請受付期間：令和4年7月1日（金）～令和4年7月29日（金）

直方市

1. 目的

先進的な IT 技術（IoT、ビッグデータ、AI 等をいう。以下同じ。）の急速な進展による産業構造及び社会構造の変革に対応するため、直方市における先進的な IT 技術の社会実装を促進するとともに、様々な産業分野で抱えている業界特有の課題解決や、直方市の産業振興を更に促進することを目的とする。

2. 補助対象者

補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う市内中小企業者等及びコンソーシアムとし、コンソーシアムを構成する場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成者に、1 以上の市内中小企業者等を必ず含めること。
- (2) 先進的な IT 技術を活用した実証に係る主体的な役割は、市内中小企業者等が担うこと。
- (3) コンソーシアムを構成する市内中小企業者等の中から、代表企業を 1 者選定すること。
- (4) コンソーシアムが補助金の申請を行う場合には、別に定める様式にて、コンソーシアムの代表企業、設立目的、設立経緯、活動内容、各構成者名及び実施する事業における各構成者が担う役割を明記した書類を提出すること。
- (5) 補助対象事業について、他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けている、又は受ける予定である者は、交付申請を行うことができない。
- (6) ①～⑩に示す事業又は社会常識上若しくは倫理上好ましくない事業を行っている者と、それに該当する者が構成者として存在するコンソーシアムは本補助金の申請ができない。また、それに該当する者との取引が含まれている場合も同様に本補助金の申請はできない。

①食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業

②ゴルフ会員権売買業などの金融業

③保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業

④投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業

⑤専ら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所

⑥風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業

⑦モーテルなどの旅館業

⑧特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業

⑨芸妓周旋を行う民間職業紹介業

⑩その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く。）、公務、集金業、取立て業、学校法人など）

3. 補助対象事業

補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決することだけにとどまることなく、様々な産業分野で抱えている慢性的な課題を打破するような画期的な事業、独自性・先進性のある事業等、将来的に直方市の産業振興又は生産性向上に寄与することが期待できる事業等であって、先進的な IT 技術を活用し、実現を図ろうとする実証的な事業であり、かつ、業界及び社会に対する波及効果が高い事業とする。

(1) ①～⑩に示す事業又は社会常識上若しくは倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為又はそれに結び付く、若しくは引き起こす、など）については補助対象事業としないものとする。

- ①食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ②ゴルフ会員権売買業などの金融業
- ③保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
- ④投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- ⑤専ら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- ⑥風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- ⑦モーテルなどの旅館業
- ⑧特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- ⑨芸妓周旋を行う民間職業紹介業
- ⑩その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く。）、公務、集金業、取立て業、学校法人など）

(2) 補助対象事業は、当該事業に着手した日の属する年度内に取組が終了する事業とする。

4. 補助率・補助上限額

(1) 補助金の金額

補助率：補助対象経費の 1 / 2 以内補助上限金額：1 件当たり 2 5 0 万円まで

※上記交付額において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5. 対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施において、当該事業に着手した日の属する年度内に発生し支払が完了した下記に掲げる費用であって市長が必要かつ適当と認める経費とする。

| 経費区分 | 項目 |
|----------|--|
| 報償費 | 事業実施に必要な外部専門家及び技術指導員等の報償に係る費用等 |
| 旅費 | 事業従事者の旅費（直方市の規定を準用する。） |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等 |
| 役務費 | 通信運搬費、広告料、手数料等 |
| 委託料 | 各種調査業務及び試作品等の製作の外部委託に係る費用等 |
| 使用料及び賃借料 | 事業実施に必要な機器のリース費用（事業実施期間外を含む場合、事業実施期間内に係る金額のみを計上できる。）、施設や設備等の賃借に係る費用等 |

| | |
|-------|--------------------|
| 工事請負費 | 事業実施に必要な工事に係る費用 |
| 備品購入費 | 事業実施に必要な機器の購入に係る費用 |

※次のものは補助対象経費にはならない。

- ・既存の設備及び機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途との併用となっている旅費
- ・支出を確認できない経費

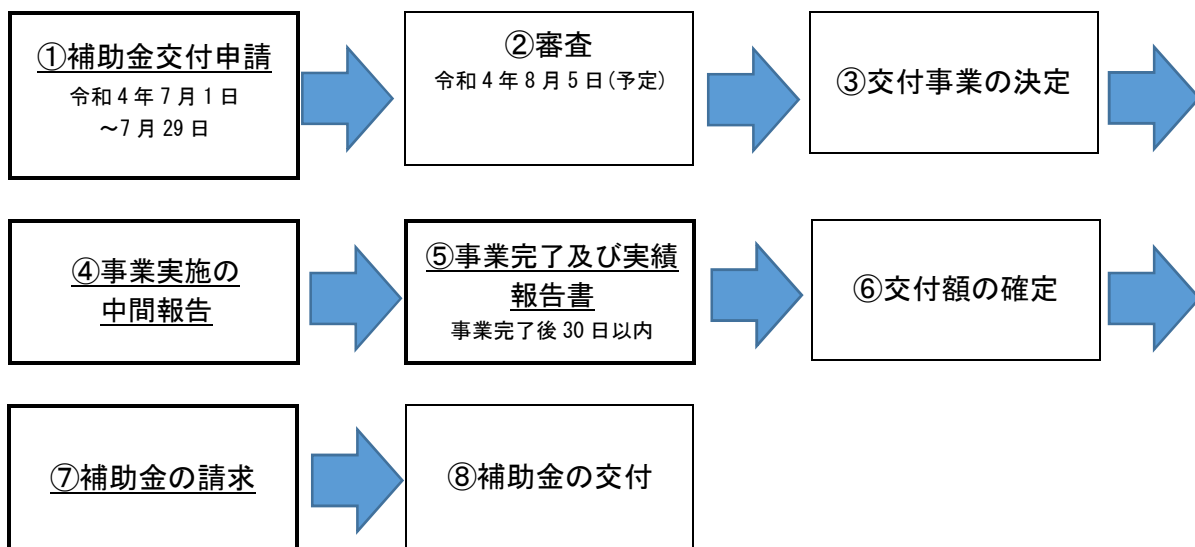
※留意事項

- ・消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除外する。
- ・振込手数料は、補助対象経費に含まない。
- ・補助対象経費は、補助実施対象期間内に契約・発注・請求・支払が完了する経費とする。

6. 補助対象期間

交付決定日～事業完了日（最長：令和5年3月31日（金））

7. 補助金交付までの手続き※ 太枠は申請者が行う手続きです。



(1) 申請の際に提出していただく書類

- ① 直方市先進的 IT 技術実証事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 直方市先進的 IT 技術実証事業補助金誓約書（様式第 2 号）
- ③ 直方市先進的 IT 技術実証事業補助金事業計画書（様式第 3 号）
- ④ 直方市先進的 IT 技術実証事業補助金事業収支予算書（様式第 4 号）
- ⑤ 直方市先進的 IT 技術実証事業補助金申請者等概要書（様式第 5 号）
- ⑥ 登記事項証明書
- ⑦ 市税等完納証明書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付決定通知

交付申請内容を審査した後、補助金交付の適否及び補助金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します（採択となった案件については、事業者名、事業の名称、事業の主たる実施場所を市のホームページ等で公表します）。

(3) 事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、①～④に該当するときは、あらかじめ市長に相談の上、直方市先進的 IT 技術実証事業補助金事業内容変更承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ① 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- ② 補助対象事業費の経費区分ごとの配分額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の 20 パーセント以内の流用増減の場合はこの限りでない。
- ③ 補助事業を予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき。
- ④ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く
 - ・ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(4) 事業実施状況報告

補助事業者は、交付決定日から事業終了までの期間内の中間時点までに、直方市先進的 IT 技術実証事業補助金中間報告書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(5) 事業完了の報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、直方市先進的 IT 技術実証事業補助金完了及び実績報告書（様式第 10 号）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(6) 補助金額の確定及び請求

事業完了報告に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに確定通知書により通知します。交付決定企業は、確定通知書を受領後、補助金を請求してください。

8. 審査方法

提出書類に基づいて、直方市で評価採点を行い、その結果を基に予算の範囲内で採択事業を決定します。

【評価項目】

(1) 事業の内容

- ① 実証事業を行う目的・狙いが明確であるか。
- ② 実証事業の対象となる領域が明確であるか。
- ③ 実証事業における課題設定や解決のポイントが明確であるか。

(2) 先進的 IT 技術の活用内容

- ① 先進的 IT 技術の内容や活用方法が明確であるか。
- ② 実証事業の実施前と実施後の変化が明確に想定されているか。

(3) 事業の特徴

- ① 実証事業に独創性や革新性があるか。
- ② 他の製品やサービス等と比較し、差別化がされているか。

- ③ 開発する技術、製品・サービス等に市場性や成長性があるか。
- (4) 将来展望
 - ① 実証事業の成果をどのように今後の事業に適用していくのかについて明確であるか。
 - ② 実証事業の成果が社会にもたらす影響や変化について、明確に想定されているか。
 - ③ 実証事業がもたらす成果について達成指標や定量的な目標が明確に定められているか。
- (5) 事業実施スケジュール
 - ① 事業実施スケジュールが明確であるか。

9. 採択結果

採択結果は、採択（不採択）通知を申請者に送付します。また、採択となった場合は、直方市のホームページにて公開します。

10. その他

- (1) 交付申請書類に記載したシステム・ツール等の契約（予定）日又は導入（予定）日が守られない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (2) 当該補助事業に係る帳簿及び書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、必ず保管しておいてください。また、補助事業の成果等について、直方市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本補助金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (4) 虚偽の申請や報告等により補助金の交付を受けたとき、あるいは、補助金の交付を受けた後に(2)の条件に違反したことが判明したときは、補助金を返還していただく場合があります。
- (5) 同一案件での直方市の他の補助制度への重複申請はできません。
- (6) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。

○ 問い合わせ及び申請書などの提出先

【申請書の提出期限】 令和4年7月29日（金）（17時必着）

【直方市役所 商工観光課 産業イノベーション推進係】

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

TEL (0949) 25-2155 FAX (0949) 25-2158

E-mail n-ino@city.nogata.lg.jp

公募要領は、「直方市」のホームページからダウンロードできます。

